第３　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
２　一般債権の弁済
⑴　第１回弁済
平成21年６月30日における担保権対象資産の評価を基準として算出した一般債権の2.00％を、第１回弁済として本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。
⑵　第２回弁済及び免除
①　弁済
㋐　第２回弁済は、第２の４の残余債権及び一般債権を対象として行う。
㋑　清算株式会社は、各特別清算債権者に対し、その資産のすべての換価が終了した日から１ヶ月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、㋒の割合に応じて弁済する。
㋒　第２回弁済額算定に当たっては、既に行った弁済額をすべて持ち戻し、弁済の基準となる一般債権額総額を算定した上、持ち戻し計算を行った後の各一般債権額の割合に応じて、弁済額を決定し、当該額から支払済みの弁済額を控除して行う。
②　免除
特別清算債権者は、第２回弁済時に残余の特別清算債権につき、その債務を全て免除する。
３　清算株式会社が栗木恵子外４名に対して有する債務の免除
以下の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定することを条件として、一般債権をすべて免除する。
栗木　恵子、栗木　梨佐、栗木　悠佑、栗木　康佑、栗木美由紀

以上

岐阜地方裁判所多治見支部

管財人選任

平成２０年（ミ）第１１号
東京都港区芝２丁目３番８号
更生会社　りんかい日産建設株式会社
主文　管財人として
東京都港区高輪４丁目24番25―405号
山口　竹彦
を選任する。
平成21年９月18日

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２１年（再）第４８号
大阪市福島区鷺洲５丁目９番25号
再生債務者　株式会社アイ・ワン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区今橋４丁目３番18号ＨＫ今橋ビル９階　辰野・尾崎・藤井法律事務所　弁護士　辰野　久夫
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成21年９月16日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第４５号
大阪府高槻市大冠町３丁目５番14号
再生債務者　阿部　利一
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年11月20日から平成21年12月４日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第４６号
大阪府東大阪市川俣３丁目３番29号
再生債務者　株式会社ティグラ
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年11月19日から平成21年12月３日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第１号
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
再生債務者　株式会社ヨシダコーポレーション
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年11月18日から平成21年12月２日まで

佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再）第２号
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
再生債務者　吉田　正明
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年11月18日から平成21年12月２日まで

佐賀地方裁判所武雄支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第１号
神戸市北区長尾町宅原字上中41番地
再生債務者　株式会社サンキョー
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式の全て（４万4312株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　4590万6000円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
平成21年９月17日

神戸地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第７４号
奈良県磯城郡田原本町秦庄442番１
再生債務者　大成産業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成21年９月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成21年11月12日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年10月26日
平成21年９月17日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第７６号
奈良県橿原市内膳町５丁目４番35―503号アリビオ大和八木ルース、開始決定時の住民票上の住所奈良県香芝市関屋北５丁目４番７号
再生債務者　中平　憲明
１　決議に付する再生計画案　平成21年８月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成21年11月12日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年10月26日
平成21年９月17日

大阪地方裁判所第６民事部